

理事及び監事の報酬等の支給基準

公益社団法人日本けん玉協会

第1条（目的）

この基準は、公益社団法人日本けん玉協会の定款第19条の規定に基づき、理事及び監事の報酬及び費用に関する事項について定める。

第2条（役員の報酬等）

常勤の理事に対しては、報酬及び通勤手当を支給する。

常勤とは、週30時間または月15日以上勤務する役員とする。

報酬の額は、年額600万円の範囲内で社員総会にて決議する。

前項の報酬は、月額報酬及び期末手当に区分して支給するものとし、月額報酬及び期末手当の額は、理事会にて決議された額とする。

第3条（報酬の支払日）

常勤の理事の月額報酬の支給日は、毎月末日に銀行振込にて支給する。

第4条（通勤手当）

常勤の理事には、通勤手当を支給する。

第5条（その他の手当）

理事及び監事はその職務の執行に当たって負担した費用は、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

実費弁償費用については、交通費及び宿泊費の実費を弁償することとする。

第6条（改廃）

この基準の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

第7条（補則）

この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し、必要な事項は理事会の承認を得て別に定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

平成29年3月12日改定